

## 平成24年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成24年11月27日(火)		開催場所	役場第1会議室
招集日時	開会	平成24年11月27日 午後2時00分		
	閉会	平成24年11月27日 午後4時30分		
出席委員	①	大城 豊喜	⑦	田港 朝茂
	②	米須 清和	⑧	玉城 卓
	③	神谷 正	⑨	金城 輝
	④	金城 一智	⑩	眞栄田 昇
	⑤	糸洲 朝秀	⑪	與那嶺 満
	⑥	山城 力		
欠席委員番号				
議事録署名委員	⑤	糸洲 朝秀	⑩	眞栄田 昇

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成24年度第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は11名全員出席しております、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議長 (日程第1)	これより議事に入ります。(日程第1)の、書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、書記には澤嶋 亜有子(たくし あゆこ)さん、

	議事録署名委員には、⑤番 糸洲 朝秀（いとす ともひで）委員、 ⑩番 真栄田 昇（まえだ のぼる）委員を指名します。
議長 (日程第2)	(日程第2) 会期の決定について、本総会の会期は本日1日間とした いと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議長 (日程第3)	(日程第3) 諸般の報告について、事務局よりお願ひします。
事務局	(諸般の報告)
議長 (日程第4)	議案の宣告をいたします。 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第50号 農地法第5条許可の取下げ願いについて 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第52号 非農地証明願いについて 議案第53号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第54号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について 以上です。  本日提案された議案第49号から第54号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが13件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩いたします。
	休憩（現地調査） 午後2時10分 再開 午後4時00分
議長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは私のほうから議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、3条許可申請の内容を説明)</p> <p>2~6ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第49号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第49号について異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第50号「農地法第5条許可の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第50号「農地法第5条許可の取下げ願いについて」説明いたします。</p> <p>お手元の資料7ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、5条許可の取下げの内容を説明)</p> <p>議案第50号の申請1は、平成24年9月総会で農地法第5条の規定による許可申請を行った案件ですが、分筆測量の際の確認不足により、申請地の一部が農振除外されていなかったため、同申請を取り下げしたいとのことです。なお、取下げ後は、農地法第5条許可の申請を改めて行います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第50号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第50号について異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第50号「農地法第5条許可の取下げ願いについて」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私の方から議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p> <p>議案第51号の申請1は一般住宅を建設予定で、事務局で行った現地確認により周辺は生産性の低い2種農地と判断し、農地法第5条第2項の各号には該当しないと考えます。申請2は、先ほど取下げ願いのあった案件です。周辺は生産性の低い2種農地と判断し、農地法第5条第2項の各号には該当しないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第51号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	議案第51号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第52号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私の方から議案第52号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>お手元の資料9ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する</p>

	農地又は採草放牧地ではないことについての可否を求めます。 以上です。
議長	ただ今、議案第52号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第52号について異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第52号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。 お手元の資料10ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、農用地利用計画の内容を説明) 先ほど説明しました計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。 以上です。
議長	ただ今、議案第53号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第53号について異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第54号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見



議長	これにて本日の日程はすべて終了しましたので、平成24年度第8回総会を閉会します。
	閉会時刻 午後 4時30分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印